

石川県における小型底びき網漁業の資源管理協定

協定締結日 令和6年3月29日

協定認定日 令和6年3月29日

協定施行日 令和6年4月1日

(目的)

第1条 本協定は、小型底びき網漁業（手繰第1種漁業）で漁獲される水産資源（底魚類）の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該小型底びき網漁業で漁獲される水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって小型底びき網漁業で漁獲される水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第2条 本協定の対象となる水域は、石川県地先海面とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類は、小型底びき網漁業で漁獲される水産資源（以下「対象魚種」という。）とし、具体的には、ズワイガニ（ずわいがに日本海系群A海域）、アカガレイ（あかがれい日本海系群）、アマエビ（ほっこくあかえび日本海系群）、ニギス（にぎす日本海系群）とする。

3 本協定の対象となる漁業の種類は、小型底びき網漁業とする。

(資源管理の目標)

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

ズワイガニ	資源管理基本方針別紙2-18に定める目標
アカガレイ	資源管理基本方針別紙3-22に定める資源管理の方向性
アマエビ	石川県資源管理方針別紙3-25に定める資源管理の方向性
ニギス	石川県資源管理方針別紙3-20に定める資源管理の方向性

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- 一 小型底びき網漁業の漁獲努力量を一定水準以下に維持するため、毎月5日以上の特漁を行う。（重点的管理措置）
- 二 ズワイガニについては、ミズガニ（脱皮後間もない柔らかいオスガニ）及びアカコ（産卵後間もない卵の成熟していないメスガニ）の採捕を自粛し、メスガニの漁期を12月29日までに短縮するほか、日本海ズワイガニ特別委員会における決定事項（A海域ズワイガニTAC協定）を順守することとする。
- 三 アカガレイについては全長20cm未満、ケガニについては甲長8cm未満の個体は、迅

速かつ丁寧に再放流することとする。

四 網目の規制や保護区域（保護礁周辺の操業禁止や時期別の水深帯規制等）については、「石川県底びき網資源管理計画」の内容を順守することとする。

（取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の重点的管理措置の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の重点的管理措置の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、石川県資源管理協議会において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の重点的管理措置については、仕切伝票、漁獲成績報告書及び漁協出荷状況データ等を基に確認することとする。

（漁獲量等の漁獲関連情報の報告）

第6条 全ての参加者は、漁業法第30条、第58条において準用する第52条第1項の規定により、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を石川県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に石川県及び石川県資源管理協議会に報告するものとする。

（取組の効果の検証に関する事項）

第7条 第4条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、国の資源管理基本方針及び石川県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、石川県資源管理協議会において行うこととする。

（協定に違反した場合の措置）

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について石川県資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反した年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第9条 全参加者の代理権を有する者(以下「協定代表者」という。)は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所若しくは氏名又は名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。

3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間(令和6年4月1日から令和11年3月31日まで)とする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第11条 漁業法第126条第1項の規定により石川県知事にあつせんすべきことを求める決議は、参加者の3分の2以上の多数をもって行う。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和6年4月1日から施行する。なお、本協定施行時点において現に有効な国及び県の補助に係る漁業共済等の契約が存在する場合は、当該契約の満了までの間においては従前の要件である資源管理計画等の取組を順守することとし、当該契約の更新と合わせて本協定の取組に移行することとする。

(本協定の参加者)

別紙名簿のとおり